多摩川景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

|  |  |
| --- | --- |
| 当該行為における景観形成に関する考え方 | |
| 記載欄 | |
| (1) 配置 | |  |
|  | 多摩川にも建築物の顔を向けた配置とする。 |
| 記載欄 |
|  | 川沿いから崖線の緑を望むことができる場所では、その見通しに配慮する。 |
| 記載欄 |
| 多摩川への視線や動線の抜けに配慮する。  記載欄 |
| 記載欄 |
| (2) 高さ・規模 | |
|  | 高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 |
| 記載欄 |
| 多摩川沿いの散策路や周辺の主要な眺望点（水上、対岸、橋梁など）からの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| (3) 形態・意匠・色彩 | |
|  | 色彩は色彩基準に適合するとともに、多摩川や河川敷、周囲の建築物との調和を図る。  記載欄 |
| 記載欄 |
|  | 水上や河川敷、河川沿いの道路、対岸、橋梁からの見え方に配慮する。特に橋詰めの敷地では、  川や道路、橋梁からの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| 外壁は、多摩川に面して長大で単調な壁面になることを避けるなど圧迫感の軽減を図る。  記載欄 |
| 記載欄 |
| (4) 公開空地・外構・緑化 | |  |
|  | 緑化に当たっては、多摩川の環境に配慮する。 |  |
| 記載欄 |
| 多摩川に面する塀や柵は、できる限り生け垣又は開放性のあるものとする。 |
| 記載欄 |
|  | 夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を多摩川に向けないようにする。 |  |
| 記載欄 |
| 川沿いに駐車場等を設ける場合は緑化等を積極的に行う。 |
| 記載欄 |
| 多摩川沿いの並木などと一体になった季節感の感じられる緑化を進める。 |
| 記載欄 |
| 橋詰めの敷地では、川や道路に面して緑化やオープンスペースを設けるなど工夫する。 |
| 記載欄 |

上記以外で特に景観に配慮した事項

|  |  |
| --- | --- |
| 記載欄 |  |